

## 各省庁からの回答の見方

1. 初めに「資料 1」をご覧ください、ご自身の「提案事項名（タイトル）」の「制度の所管官庁」をご確認ください。

2. 次に「資料 2」の中で「制度の所管官庁」に該当する省庁のページをご覧ください。提案事項に対する回答が記されております。

3. 「資料 1」中の「措置の分類」、「措置の内容」欄の記号が示す内容は、以下のとおりです。

なお、いずれも各省庁からの回答をそのまま掲載しております。

### ア) 措置の分類

分類	内容
a : 対応	●提案内容について、対応を図ることとしており、遅くとも平成 24 年度中に実施するものであって、対応策が明確であるもの
b : 検討	●提案内容について、実施を前提に既に検討に着手しているものの、 ・対応策が不明確であるもの ・実施時期が不明確、若しくは平成 25 年度以降のもの ●現在検討は行っていないものの、 ・今後検討を予定されているもの ・今後検討に値すると考えるもの
c : 対応不可	●提案内容について、対応が不可能であるもの
d : 現行制度下で対応可能	●提案内容について、現行の事業・規制等により対応可能であるもの
e : 事実誤認	●提案内容について、事業・規制自体が存在しないなど事実誤認のもの
f : その他	●上記 a~e には分類できないもの

イ) 措置の内容

分類	内容
I	法律上の手当て又は予算要求を必要とするもの
II	政令上の手当てを必要とするもの
III	省令・告示上の手当てを必要とするもの
IV	訓令又は通達の手当てを必要とするもの
V	運用で対応可能であり、法令・通達等による手当てが不要であるもの

以 上